

議案第9号

つくば市アフタースクール条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市アフタースクール条例の一部を改正する条例

つくば市アフタースクール条例（令和7年つくば市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「市民税」を「市町村民税（特別区民税を含む。）」に改める。

別表沼崎小学校アフタースクールの項中「つくば市沼崎1650番地4」を「つくば市沼崎1650番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

アフタースクール使用料の減免措置等について所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市アフタースクール条例（令和7年つくば市条例第43号）新旧対照表

改正後			改正前		
第1条—第11条（略） （使用料の減免）			第1条—第11条（略） （使用料の減免）		
第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用保護者が納付すべき使用料につき、当該各号に定める額を免除することができる。			第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用保護者が納付すべき使用料につき、当該各号に定める額を免除することができる。		
(1)（略）			(1)（略）		
(2) 利用保護者のアフタースクール事業を利用しようとする年度（4月分又は5月分の使用料にあつては、前年度）に納付すべき <u>市町村民税（特別区民税を含む。）</u> の所得割が非課税である場合 全額			(2) 利用保護者のアフタースクール事業を利用しようとする年度（4月分又は5月分の使用料にあつては、前年度）に納付すべき <u>市民税</u> の所得割が非課税である場合 全額		
(3)（略）			(3)（略）		
第13条—第16条（略）			第13条—第16条（略）		
附則（略）			附則（略）		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	利用対象児童	名称	位置	利用対象児童
沼崎小学校アフタースクール	<u>つくば市沼崎1650番地</u>	(略)	沼崎小学校アフタースクール	<u>つくば市沼崎1650番地4</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

議案第9号

つくば市アフタースクール条例の一部を改正する条例 についての説明資料

つくば市こども・保健部こども育成課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

つくば市アフタースクール条例第 12 条第 2 号の該当者（市民税の所得割が非課税であるもの）が他市区町村からの転入者である場合においては、転入前市区町村における住民税の課税状況を確認する必要があることから、条例の一部を改正する。また、別表に記載する沼崎小学校アフタースクールの位置について、番地に誤りがあることが判明したため併せて改正を行う。

○ 他自治体の状況等

- ・ 東京都板橋区あいキッズ条例
- ・ 千葉市アフタースクール事業実施要綱

○ 上位計画又は関連計画等

- ・ 放課後児童対策パッケージ 2026（こども家庭庁・文部科学省）
- ・ 第 3 期つくば市子ども・子育て支援プラン

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項
- ・ つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成 13 年つくば市条例第 9 号）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

アフタースクール使用料減免措置の適切な確認及びアフタースクールの適切な管理に資する。